

集中処理浄化施設により汚水処理を行っている住宅団地等の公共下水道接続に関する 取り扱い要綱

(目的)

第1条 下水道法事業認可区域内に存する住宅団地等において、集中処理浄化施設により汚水の処理を行っている施設(以下「移管対象施設」という。)を公共下水道に接続しようとする場合の取り扱いを定める。

(移管の申し出)

第2条 移管対象施設を浜松市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に移管し公共下水道との接続を希望する場合は、当該移管対象施設の維持管理代表者は(以下「申請者」という。)移管対象施設を使用している者や権利を有している者の意見を取りまとめて管理者に申し出なければならない。

(移管対象施設)

第3条 移管対象施設は汚水本管、取付管及びマンホールとし、宅内排水設備及び集中処理浄化機器並びにこの用地は対象としない。

(移管対象施設の権利)

第4条 移管対象施設は抵当権等の権利が設定されていないこと。

(私道内施設)

第5条 移管対象施設が私道に設置されている場合は、管理者が定める『浜松市私道公共下水道設置要綱』で規定する私道であることとし、かつ公共下水道における維持管理において支障を生じない構造であることを要する。

(事前調査)

第6条 移管申請のあった移管対象施設は、移管の決定を行う前に管理者が当該施設の状態等について調査する。

(移管対象施設の改良等)

第7条 管理者は、第6条に規定する調査結果に基づき、移管対象施設を適正に維持管理するために必要な工事を施行する。

(宅内排水設備の調査及び修繕)

第8条 管理者は申請者の負担により移管対象施設を使用している世帯(以下「対象世帯」という。)の宅内排水設備が、市の基準に適合しているかを調査させることができる。

2 前項の調査は全ての対象世帯で実施し、調査の結果、市が定める基準を満たさない場合、管理者は対象世帯に対し必要な修繕を命ずることができる。

3 宅内排水設備の調査により、当該施設が除害施設等に該当する場合は申請者の責任において、施設の届出等必要な措置を行う。

4 住宅団地等が開発されてから25年を目安として、管理者は宅内排水設備の修繕を、家屋の建替え時まで猶予することができる。

ただし、『浜松市排水設備工事実務指針』で定める宅内排水設備基準の内、次に掲げる基準については猶予しない。

- ・第1 桝（市章入）の設置をすること。
- ・雨水の浸入等誤接続がないこと。
- ・排水管と桝の接続部に隙間や樹木の根の入り込みがないこと。

5 管理者は、第2 項の修繕及び第3 項の措置もしくは第4 項が終了するまで移管対象施設の移管を受けない。

（移管手続）

第9条 管理者が対象家屋の宅内排水設備が市の基準を満たしていると認めた場合、申請人は移管手続を行う。

（移管時期）

第10条 移管の時期は、公共下水道への接続を開始した日とする。

（受益者負担金）

第11条 対象世帯の受益する土地に対する下水道事業受益者負担金は、『浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例』および『浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程』に基づき徴収する。

（下水道使用料）

第12条 対象世帯の下水道使用料は、『浜松市下水道条例』および『浜松市下水道条例施行規程』に基づき、移管対象施設が公共下水道と接続した日より徴収する。

（その他）

第13条 この要綱に定めのない事項、または疑義の生じた場合は、管理者と申請者が協議して決定するものとする。

付 則

この要綱は平成14年4月1日より施行する。

付 則

この改正は平成15年1月6日より適用する。